

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第58号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部  
を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3京都市立病院の項中

「

分 べ ん 料	時間内	1 回	60,000	72,000
	時間外		70,000	84,000
	深夜		80,000	96,000

を

」

「

分 べ ん 料 (在胎週数 22週未 満)	時間内	1 回	60,000	72,000
	時間外		70,000	84,000
	深夜		80,000	96,000
分 べ ん 料 (在胎週数 22週以 上)	時間内	1 回	90,000	102,000
	時間外		100,000	114,000
	深夜		110,000	126,000

に

」

改め、同表文書料の項中「意見書」の右に「その他これらに類する証明書又は意見書」を加え、同表備考13(4)中「証明書」の右に「その他これに

類する証明書」を加え、同備考14中「ものを」を「ものその他これらに類するものを」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 この規則による改正後の京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る分べん料について適用し、同日前の出産に係る分べん料については、なお従前の例による。

##### (経過措置)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

(京都市立病院事務局管理課)